

共立女子大学・共立女子短期大学留学規程

(目 的)

第1条 この規程は、共立女子大学大学院学則第57条の2第3項、共立女子大学学則第31条の2第3項及び共立女子短期大学学則第37条の5第3項の規定に基づき、共立女子大学・共立女子短期大学（以下「本学」という。）に在籍する学生の留学に関し、必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この規程における留学とは、本学に在籍する学生が、単位の修得、プログラムの修了、学位の取得を目指し、外国の大学あるいはこれに相当する高等教育機関（以下「外国の大学等」という。）において授業科目を履修することをいう。ただし、休学により履修する場合は除く。

2 留学先として本学が認める外国の大学等は、次のとおりとする。

(1) 協定校

本学と学生の派遣等に関する協定又は覚書を取り交わした外国の大学等

(2) 認定校

前号に定める協定校以外で学生の希望に応じて本学が認定する外国の大学等

(種 類)

第3条 留学の種類は、次のとおりとする。

(1) 交換留学

学内選考を経て、協定校のうち学生の相互派遣に関する協定を締結した外国の大学等に留学すること

(2) 派遣留学

学内選考を経て、前号以外の協定校に留学すること

(3) 一般留学

学内選考を経ずに、協定校又は認定校に留学すること

(資 格)

第4条 留学する学生は、大学院に在学する学生を除き、本学に1年以上在学し、留学する前年度までに30単位以上を修得していることを原則とする。

(申 請)

第5条 留学を希望する学生は、原則として留学期間となる本学の学期開始日又は本国出国予定日のうちいずれか早い日の2ヵ月前までに、所定の申請書類を学長に提出しなければならない。

(選考及び許可)

第6条 第3条第1号及び第2号に定める留学を許可する学生の選考は、共立女子大学・共立女子短期大学国際交流センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）が行う。

2 選考方法及び選考の基準は運営委員会が定める。

3 留学の許可は、留学を希望する学生の所属する学部及び科の教授会（大学院にあっては研究科委員会）の審査を経て、その結果に基づき学長が行う。

4 許可された留学の計画を変更しようとする学生は、変更予定日の1か月前までに、留学計画の変更に必要な書類を学長に提出し、その承認を得なければならない。

(留学期間と在学年数への算入)

第7条 留学期間は、本学の学期を単位とし、原則として1年以内とする。

2 在学年数に算入する期間は1年を限度とする。

(履修の特例)

第8条 留学を許可された学生は、留学の始期が属する年度の始めに履修登録した通年科目について、留学期間終了後も当該授業科目を継続して履修することができる。

2 前項の規定は、1年を超える留学には適用しない。

(留学終了の手続)

第9条 留学が終了した学生は、帰国後1ヵ月以内に、所定の書類を学長に提出しなければならない。

(留学中に修得した単位の認定)

第10条 留学により外国の大学等において修得した単位のうち、学長が適当と認めたものは、大学院の修士課程及び博士前期課程においては15単位、同博士後期課程においては4単位、大学においては60単位、短期大学においては30単位を超えない範囲で卒業に必要な単位として認めることができる。

2 留学中に修得した単位の認定を希望する学生は、帰国後1ヵ月以内に所定の書類を学長に提出しなければならない。

(学費の取り扱い)

第11条 留学期間中の本学の授業料及び実験実習料は徴収しない。

(許可の取消)

第12条 留学の許可の取消は、次の各号の一に該当する場合、外国の大学等と協議のうえ学長が決定する。

(1) 本規程の定めに従わない場合

(2) 留学の目的が達成できないと認められる場合

(3) 傷病その他やむをえない事由により留学を継続することができないと判断した場合

(4) 留学先の定めに従わず、秩序を乱すような行為があった場合

2 前項により留学の許可が取り消された学生は、決定日から1ヵ月以内に帰国し、学長の指示に従わなければならない。

(細則)

第13条 この規程の運用について必要な事項は別に定める。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、共立女子大学・共立女子短期大学研究科長・学部長・科長会の議を経て常務理事会の承認を得るものとする。

附 則 この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

平成24年度以前に入学した者については、従前の例による。

附 則 この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、2020(令和2)年9月1日から施行する。

附 則 この規程は、2024(令和6)年11月12日から施行する。